

# 人事委員会年報

令和6年度

新潟市人事委員会

# 目 次

## 第1章 組織と運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会事務局組織及び所掌事務	3
	(1) 組織	
	(2) 所掌事務	
5	予算	4
6	人事委員会の開催状況	4

## 第2章 事業概要

1	採用	10
	(1) 競争試験	
	(2) 採用選考	
2	昇任	16
	(1) 昇任試験の状況	
	(2) 昇任選考の状況	
3	職員の給与等に関する報告及び勧告	18
4	条例の制定・改廃に対する意見	26
5	任命権者からの申請・協議に基づく承認等	27
	(1) 任用関係	
	(2) 給与関係	
6	勤務条件に関する措置要求	28
7	不利益処分に関する審査請求	28
8	苦情相談	28
9	職員団体の登録	29
10	管理職員等の範囲	29
11	労働基準監督機関としての職権の行使	32
	(1) 本市の事業又は事業場の号別区分状況	
	(2) 職権行使の状況	
12	人事委員会規則等の制定・改廃	34

## 第1章 組織と運営

### 1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとされています。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成19年1月11日、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく新潟市人事委員会設置条例（平成18年新潟市条例第75号）により、人事委員会を設置しました。同年4月1日の政令指定都市移行に伴い、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となりました。

### 2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりです。

職	氏名	就任日	任期	備考
委員長	平石 直樹	R 5. 1. 11	R 5. 1. 11 ～ R 9. 1. 10	
委員	遠藤 正人	R 3. 1. 11	R 3. 1. 11 ～ R 7. 1. 10	委員長 職務代理者
委員	和田 圭央	R 7. 1. 11	R 7. 1. 11 ～ R11. 1. 10	委員長 職務代理者
委員	田巻 帝子	R 4. 1. 11	R 4. 1. 11 ～ R 8. 1. 10	

### 3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法で人事行政全般にわたり規定されています。人事委員会の権限を、その性質により分類すれば、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の三つに分けることができます。

#### (1) 行政的権限

ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。

イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行うこと。

ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会と市長に意見を申し出ること。

エ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。

オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。

カ 職員の任用に関する競争試験及び選考を実施すること。

キ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。

ク 職員の苦情を処理すること。

ケ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

#### (2) 準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

#### (3) 準司法的権限

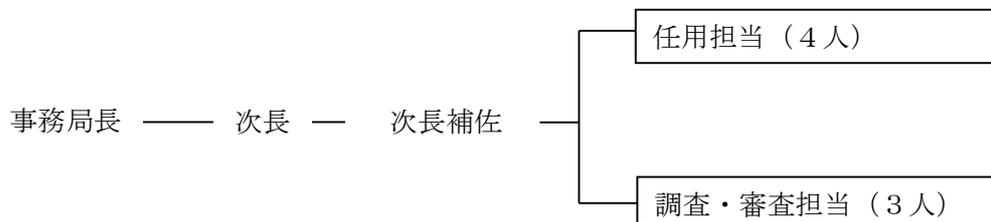
ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。

イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

#### 4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

令和6年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織 職員数 10人



(2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関する事。
- イ 人事委員会規則、規程等の制定及び改廃に関する事。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する事。
- エ 人事記録の管理に関する事。
- オ 人事に関する統計報告に関する事。
- カ 競争試験、選考その他の任用に関する事。
- キ 退職管理に関する事。
- ク 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度の調査研究に関する事。
- ケ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関する事。
- コ 給与の支払いの監理に関する事。
- サ 分限及び懲戒に関する事(任命権者が所掌する事務を除く。)
- シ 勤務条件の措置要求に関する事。
- ス 不利益処分についての審査請求に関する事。
- セ 職員の苦情処理に関する事。
- ソ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事。
- タ 管理職員等の範囲に関する事。
- チ 職員団体の登録に関する事。
- ツ 労働基準監督機関の権限行使に関する事。
- テ 公印の管理に関する事。
- ト 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- ナ 事務局職員の人事、給与及び服務に関する事。
- ニ 事務局の予算、決算に関する事。

## 5 予算

令和6年度における本委員会の当初予算は、次のとおりです。

(単位：千円)

科 目	予 算 額
人 事 委 員 会 費	107,558
報酬	7,108
給料	41,349
職員手当等	30,832
共済費	14,305
旅費	537
需用費	531
役務費	378
委託料	9,444
使用料及び賃借料	637
負担金補助及び交付金	2,437

## 6 人事委員会の開催状況

本委員会の令和6年度における開催状況は次のとおりです。

回数	開 催 年月日	議 案 等
第1回 定例会	R 6. 4. 5	議案 1 令和6年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度及び免許資格職）の 実施について 2 令和6年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者（令和 6年10月1日採用））の実施について 3 令和6年度新潟市任期付職員採用試験の実施について 4 職員の俸給決定のための承認について 報告 1 令和6年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度（一般行政B・ 技術職））の申込み状況について 2 苦情相談について 協議 1 会計年度任用職員実態調査について
第2回 定例会	R 6. 4. 18	報告 3 令和6年職種別民間給与実態調査の実施について 4 令和6年2月にかかる職員の分限処分の追加及び令和6年3月 にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 協議 1 会計年度任用職員実態調査についてその他

第3回 定例会	R 6. 5. 9	議案 5 職員の俸給決定のための承認について 協議 1 会計年度任用職員実態調査について その他 1 市労連からの申し入れの概要について
第4回 定例会	R 6. 5. 23	報告 5 令和6年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の申込み状況について 6 令和6年4月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 協議 1 会計年度任用職員実態調査について
第5回 定例会	R 6. 6. 13	議案 6 令和6年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度）の最終合格者の決定及び名簿の作成について 7 令和6年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の実施について 8 令和6年度新潟市職員採用選考試験（就職氷河期世代）の実施について 報告 7 令和6年職員給与実態調査の実施について
第6回 定例会	R 6. 6. 21	議案 9 令和6年度新潟市職員採用試験（獣医師）の最終合格者の決定及び名簿の作成について 報告 8 令和6年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度）の一部変更について 9 令和6年5月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 協議 1 会計年度任用職員実態調査について
第7回 定例会	R 6. 7. 12	報告 10 苦情相談について 協議 1 会計年度任用職員実態調査について
第8回 定例会	R 6. 7. 25	議案 10 令和6年度新潟市職員採用試験（消防士B）の最終合格者の決定及び名簿の作成について 11 令和6年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の実施について 12 令和6年度新潟市職員採用選考試験（障がい者）の実施について 13 令和6年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度（追加募集））の実施について 14 令和6年度新潟市任期付職員採用試験の実施について 報告 11 令和6年5月にかかる職員の分限処分の追加並びに令和6年6月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 協議 1 会計年度任用職員実態調査について
第9回 定例会	R 6. 8. 5	議案 15 令和6年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度（一般行政・消防士以外）及び免許資格職）の最終合格者の決定及び名簿の作成について

第10回 定例会	R 6. 8. 20	議案 16 令和6年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度（一般行政A・消防士A））の最終合格者の決定及び名簿の作成について 17 新潟市民病院職員の採用選考の委任について 報告 12 令和6年人事院勧告の概要について 13 令和6年職員給与実態調査結果の概要について 14 令和6年職種別民間給与実態調査結果の概要について 協議 1 令和6年職員の給与等に関する報告および勧告について (1) 物価及び生計費の状況 (2) 職員給与と民間給与の比較について (3) 民間給与との較差に基づく改定について (4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）への対応について
第1回 臨時会	R 6. 8. 23	協議 1 令和6年職員の給与等に関する報告および勧告について (1) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）への対応について 2 会計年度任用職員実態調査について
第2回 臨時会	R 6. 8. 29	協議 1 令和6年職員の給与等に関する報告および勧告について (1) 一般俸給表の改定について (2) 給与に関する報告文案について (3) 勧告文案について (4) 令和6年政令市の給与勧告の動向について 2 会計年度任用職員実態調査について その他 1 労働基準監督機関としての職権の行使について
第3回 臨時会	R 6. 9. 4	協議 1 会計年度任用職員実態調査について
第11回 定例会	R 6. 9. 5	報告 15 令和6年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等及び就職氷河期世代）の申込状況について 16 令和6年7月にかかる職員の分限及び懲戒処分について 協議 1 令和6年職員の給与等に関する報告および勧告について (1) 給与に関する報告文案について (2) 勧告文案について (3) 人事管理に関する報告文案について 2 会計年度任用職員実態調査について
第12回 定例会	R 6. 9. 12	協議 1 令和6年職員の給与等に関する報告および勧告について (1) 給与に関するその他の課題について (2) 人事管理の課題に関する報告文案について (3) 賃金・労働条件の改善に関する申入れについて
第4回 臨時会	R 6. 9. 18	協議 1 令和6年職員の給与等に関する報告および勧告について (1) 給与に関する報告文案について (2) 人事管理の課題に関する報告文案について
第5回 臨時会	R 6. 9. 20	協議 1 令和6年職員の給与等に関する報告および勧告について (1) 人事管理の課題に関する報告文案について

		(2) 勧告文案について (3) 賃金・労働条件の改善に関する申入れについて
第6回臨時会	R 6. 9. 26	協議 1 令和6年職員の給与等に関する報告および勧告について
第13回定例会	R 6. 10. 4	議案 18 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第14回定例会	R 6. 10. 17	報告 17 令和6年政令市の給与勧告の結果について 18 令和6年8月及び9月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 19 令和6年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等・障がい者）の申込状況について 20 令和6年度新潟市職員採用試験（追加募集・任期付短時間勤務職員）の申込状況について 協議 1 新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する承認と承認手続きについて 2 会計年度任用職員実態調査について
第15回定例会	R 6. 11. 14	議案 19 令和6年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度及び免許資格職（保育士A））の最終合格者の決定及び名簿の作成について 20 令和6年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者（冬季募集））の実施について 21 令和6年度新潟市任期付職員採用試験の実施について 22 新潟市人事委員会が行う職務専念義務の承認のうち軽易なものを指定する要綱の一部改正について 協議 1 令和7年度職員採用試験（保育士）試験内容の変更について その他 1 労働基準監督機関としての職権の行使について
第16回定例会	R 6. 11. 28	議案 23 令和6年度新潟市職員採用選考試験（就職氷河期世代）の最終合格者の決定及び名簿の作成について 24 令和6年度新潟市職員採用試験（免許資格職（保育士B））の最終合格者の決定及び名簿の作成について 25 令和6年度新潟市任期付職員採用試験の最終合格者の決定及び名簿の作成について 26 条例案に対する意見について 報告 21 令和6年9月にかかる職員の分限処分の追加並びに令和6年10月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 協議 1 会計年度任用職員実態調査について
第17回定例会	R 6. 12. 5	議案 27 新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程の一部改正について 28 令和6年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者（一般行政以外））の最終合格者の決定及び名簿の作成について 29 令和6年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度（追加募集））の最終合格者の決定及び名簿の作成について 30 令和6年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者（冬季募集））の実施内容の変更について 31 令和6年度新潟市任期付職員採用試験の実施について

		<p>協議</p> <p>1 会計年度任用職員実態調査について</p> <p>その他</p> <p>1 労働基準監督機関としての職権の行使について</p>
第18回 定例会	R 6. 12. 26	<p>議案</p> <p>32 新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部改正について</p> <p>33 「俸給の調整額の運用について」の一部改正について</p> <p>34 新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正について</p> <p>35 「初任給調整手当の運用について」の一部改正について</p> <p>36 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>37 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について</p> <p>38 令和6年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者（一般行政））の最終合格者の決定及び名簿の作成について</p> <p>39 令和6年度障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験の最終合格者の決定及び名簿の作成について</p> <p>40 職員の俸給決定のための承認について</p> <p>報告</p> <p>22 令和6年10月にかかる職員の分限処分の追加並びに令和6年11月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p> <p>協議</p> <p>1 会計年度任用職員実態調査について</p>
第19回 定例会	R 7. 1. 16	<p>議案</p> <p>41 委員長職務代理者の指定について</p> <p>42 一般職の任期付職員の採用の承認について</p> <p>報告</p> <p>23 令和6年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者（冬季募集））の申込状況について</p> <p>協議</p> <p>1 会計年度任用職員実態調査について</p> <p>その他</p> <p>1 解雇予告除外認定について</p>
第20回 定例会	R 7. 1. 30	<p>報告</p> <p>24 令和6年10月にかかる職員の分限処分の追加並びに令和6年12月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p> <p>協議</p> <p>1 会計年度任用職員実態調査について</p> <p>その他</p> <p>1 労働基準監督機関としての職権の行使について</p>
第21回 定例会	R 7. 2. 6	<p>議案</p> <p>43 条例案に対する意見について</p> <p>報告</p> <p>25 特定管理監督職群の異動期間延長の状況について</p> <p>協議</p> <p>1 会計年度任用職員実態調査について</p>
第22回 定例会	R 7. 2. 20	<p>議案</p> <p>44 令和6年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者（冬季募集））の最終合格者の決定及び名簿の作成について</p> <p>45 令和6年度新潟市任期付職員採用試験の最終合格者の決定及び名簿の作成について</p> <p>46 令和7年度新潟市職員採用・選考試験の実施計画について</p> <p>47 令和7年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度（一般行政B・技術職））の実施について</p> <p>報告</p> <p>26 令和6年12月にかかる職員の分限処分の追加並びに令和7年</p>

		<p>1月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 協議</p> <p>1 会計年度任用職員実態調査について</p>
第23回 定例会	R 7. 3. 6	<p>議案</p> <p>48 条例案に対する意見について</p> <p>49 新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部改正について</p> <p>50 新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について</p> <p>51 通勤手当に係る運用通知の一部改正について</p> <p>52 新潟市職員の住居手当に関する規則の一部改正について</p> <p>53 「住居手当の運用について」の一部改正について</p> <p>54 新潟市職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正について</p> <p>55 新潟市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について</p> <p>56 「単身赴任手当の運用について」の一部改正について</p> <p>57 新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について</p> <p>58 「管理職員特別勤務手当の運用について」の一部改正について</p> <p>59 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>60 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について</p> <p>61 新潟市一般職の任期付職員の給与の特例に関する規則の一部改正について</p> <p>62 一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認について</p>
第24回 定例会	R 7. 3. 24	<p>議案</p> <p>49 新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部改正について</p> <p>52 新潟市職員の住居手当に関する規則の一部改正について</p> <p>56 「単身赴任手当の運用について」の一部改正について</p> <p>63 事務局職員の人事発令について</p> <p>64 新潟市職員任用規則の一部改正について</p> <p>65 新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程の一部改正について</p> <p>66 新潟市人事委員会事務局職員カスタマーハラスメント対策基本方針の策定について</p> <p>67 消防局職員の採用選考の委任について</p> <p>68 新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正について</p> <p>69 職員の俸給決定のための承認について</p> <p>70 俸給表適用の承認について</p> <p>報告</p> <p>27 令和7年1月にかかる職員の分限処分の追加並びに令和7年2月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p> <p>28 苦情相談について</p>

## 第2章 事業概要

### 1 採用

#### (1) 競争試験

令和6年度に本委員会が実施した競争試験の結果は次のとおりです。

##### ① 実施日

##### ア 大学卒業程度

職 種	第1次試験日	第2次試験日		第3次試験日		最終合格発表日	
一般行政B	4月 1～15日 筆記試験	4月30日 5月1、2日	個別面接	5月17日 論文試験 適性検査	6月3、4 5、6、7日 個別面接	6月14日	
土木	4月21日 筆記試験	5月28日	個別面接 適性検査	/			
土木（水道）		5月29日					
建築		5月27日					
電気		5月27日					
電気（水道）	（申込者なし）	/					
機械	4月21日 筆記試験	5月27日	個別面接 適性検査	/		6月14日	
機械（水道）		5月29日					
一般行政A	6月16日 筆記試験	/	7月 2、3日	7月19日 論文試験 適性検査	8月6、7 8、9日 個別面接	8月21日	
社会福祉		7月1日 論文試験 適性検査	7月 22、23日	個別面接	/		8月6日
化学			7月22日				
化学（水道）			7月26日				
農業			7月17日				
学芸員（美術）	6月16日 筆記試験 適性検査	/	7月24日	個別面接 適性検査	/		

職 種	第1次試験日	第2次試験日			第3次試験日	最終合格発表日	
学芸員（歴史）	6月16日 筆記試験	7月1日 論文試験 適性検査	7月17日	個別面接	/	8月6日	
心理			7月25日				
水道事務			7月26日				
消防士A	6月16日 筆記試験 論文試験 6月19日 体力検査	7月22日 消防適性検査 適性検査	8月1、2日 個別面接			/	8月21日
消防士B	6月16日 筆記試験 論文試験 消防適性検査 6月19日 体力検査 適性検査	7月16日 個別面接					7月26日
水道事務 <追加募集>	10月20日 筆記試験	11月10日 論文試験 適性検査	11月30日 個別面接				12月6日
土木（水道） <追加募集>			12月1日 個別面接		12月6日 （合格者なし）		
化学（水道） <追加募集>							
電気（水道） <追加募集>	（受験者なし）	/					
機械（水道） <追加募集>	（申込者なし）						

イ 高校卒業程度

職 種	第1次試験日	第2次試験日		最終合格発表日
一般事務	9月29日 筆記試験 9月30日、10月1日 個別面接	10月16日 作文試験 適性検査	11月7、8日 個別面接	11月15日

職 種	第 1 次 試験日	第 2 次試験日		最終合格 発表日
土木	9 月 29 日 筆記試験	10 月 16 日 作文試験 適性検査	10 月 30 日 個別面接	11 月 15 日
土木（水道）			10 月 31 日 個別面接	
電気（水道）	(申込者なし)	/		
機械（水道）		/		
水道事務	9 月 29 日 筆記試験	10 月 16 日 作文試験 適性検査	10 月 31 日 個別面接	11 月 15 日
消防士	9 月 29 日 筆記試験・作文試験・消防適性 検査 10 月 15 日 体力検査・適性検査	11 月 5、6 日 個別面接		

#### ウ 免許資格職

職 種	第 1 次試験日	第 2 次試験日			最終合格 発表日	
獣医師	6 月 9 日 個別面接 適性検査	/			6 月 26 日	
薬剤師（行政）	6 月 16 日 筆記試験	7 月 1 日 論文試験 適性検査	7 月 18 日	個別面接	8 月 6 日	
保健師			7 月 18、19 日			
保育士 A			10 月 16 日		10 月 28、29 日	11 月 15 日
保育士 B			11 月 10 日		11 月 23、24 日	11 月 29 日

#### エ 民間企業等職務経験者

職 種	第 1 次試験日	第 2 次試験日	第 3 次試験日		最終合格 発表日	
一般行政	10 月 20 日 筆記試験	11 月 9、10 日 個別面接	11 月 24 日 論文試験 適性検査	12 月 14、15 日 個別面接	12 月 27 日	
水道事務		11 月 10 日 論文試験 適性検査	11 月 30 日 個別面接	/		12 月 6 日
土木			12 月 1 日 個別面接	/		
土木（水道）				/		12 月 6 日 (合格者なし)

職 種	第 1 次試験日		第 2 次試験日		第 3 次試験日	最終合格 発表日
電気（水道）	10 月 20 日 筆記試験		11 月 10 日 論文試験 適性検査	12 月 1 日 個別面接		12 月 6 日
土木（水道） <10 月 1 日採用>	(申込者なし)					
機械（水道）						
一般行政 （デジタル）	10 月 20 日 筆記試験・適性検査		12 月 1 日 適性検査・個別面接			12 月 6 日
一般行政 （冬季募集）	1 月 25 日 筆記試験 論文試験 適性検査	1 月 26 日 面接試験	2 月 8、9 日 個別面接			2 月 21 日

オ 任期付短時間勤務職員

職 種	第 1 次試験日	第 2 次試験日	最終合格 発表日	
一般事務（統計調査業務）	10 月 20 日 筆記試験	11 月 22 日 個別面接	11 月 29 日	
文化財専門員	1 月 25 日 記述試験 実技試験	2 月 15 日 個別面接	2 月 21 日	
心理 <9 月 1 日採用>	(申込者なし)			
心理 <12 月 1 日採用>				
心理 A	1 月 17 日 書類審査		2 月 15 日 個別面接	2 月 21 日
心理 B				
心理 C				

② 実施状況

区分	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
大学卒業 程度	一般行政A	163	123	40	3.1
	一般行政B	318	296	30	9.9
	社会福祉	33	27	7	3.9
	土木	14	11	6	1.8
	土木（水道）	2	1	1	1.0
	土木（水道）＜追加募集＞	2	1	0	-
	建築	4	3	1	3.0
	電気	5	4	1	4.0
	電気（水道）	0	-	-	-
	電気（水道）＜追加募集＞	1	0	-	-
	機械	3	3	2	1.5
	機械（水道）	1	1	1	1.0
	機械（水道）＜追加募集＞	0	-	-	-
	化学	3	3	2	1.5
	化学（水道）	3	3	1	3.0
	化学（水道）＜追加募集＞	3	1	0	-
	農業	7	5	1	5.0
	学芸員（美術）	12	11	2	5.5
	学芸員（歴史）	20	11	1	11.0
	心理	9	8	3	2.7
	水道事務	5	4	2	2.0
	水道事務 ＜追加募集＞	29	17	2	8.5
	消防士A	63	54	12	4.5
	消防士B	23	20	9	2.2
高校卒業 程度	一般事務	54	50	19	2.6
	水道事務	9	9	3	3.0
	土木	4	4	3	1.3
	土木（水道）	1	1	1	1.0
	電気（水道）	0	-	-	-
	機械（水道）	0	-	-	-
	消防士	121	110	11	10.0

区分	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
免 許 資格職	獣医師	2	2	2	1.0
	薬剤師（行政）	2	2	1	2.0
	保健師	23	20	9	2.2
	保育士A	38	36	13	2.8
	保育士B	45	42	4	10.5
民間企業等 職務経験者	一般行政	157	136	17	8.0
	一般行政（冬季）	69	59	10	5.9
	土木	2	2	2	1.0
	土木（水道）	1	1	0	-
	電気（水道）	1	1	1	1.0
	機械（水道）	0	-	-	-
	水道事務	14	13	2	6.5
	一般行政（デジタル）	4	4	2	2.0
	土木（水道）＜10/1 採用＞	0	-	-	-
任期付短時 間勤務職員	一般事務（統計調査業務）	7	6	4	1.5
	文化財専門	0	-	-	-
	心理（特別支援教育課） 9/1 採用	0	-	-	-
	心理（特別支援教育課） 12/1 採用	0	-	-	-
	心理A（特別支援教育課） 4/1 採用	1	1	1	1.0
	心理B（教育センター） 4/1 採用	2	2	1	2.0
	心理C（若者支援センター） 4/1 採用	1	1	1	1.0
合計		1,281	1,109	231	4.8

## (2) 採用選考

ア 令和6年度に新潟市人事委員会が実施した採用選考（公募）の結果は、次のとおりです。

### (ア) 実施日

区分	職 種	第1次試験日	第2次試験日	第3次試験日		最終合格 発表日
				11月1日 作文試験 適性検査	11月 19、20日 個別面接	
就職氷河期世代	一般事務	9月29日 筆記試験	10月23日 個別面接	11月1日 作文試験 適性検査	11月 19、20日 個別面接	11月29日
障がい者	一般事務	11月3日 筆記試験 作文試験	11月21日 個別面接 適性検査	12月19日 個別面接		12月27日

## (イ) 実施状況

区分	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
就職氷河期世代	一般事務	106	82	7	11.7
障がい者	一般事務	54	42	3	14.0
合計		160	124	10	12.4

イ 任命権者に委任している採用選考（公募）は次のとおりです。

## (ア) 会計年度任用職員以外

任命権者	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
市長	一般行政（弁護士）	2	2	2	1.0
	公衆衛生医師	1	1	1	1.0
病院事業管理者	看護師	93	91	73	1.2
	助産師	4	4	1	4.0
	薬剤師	4	4	1	4.0
	臨床検査技師	15	15	5	3.0
	臨床工学技士	9	8	1	8.0
	診療放射線技師	14	14	2	7.0
	理学療法士	9	9	2	4.5
	作業療法士	4	4	1	4.0
	言語聴覚士 A	8	7	2	3.5
	言語聴覚士 B	0	-	-	-
	救急救命士	6	6	3	2.0
	遺伝カウンセラー	1	0	-	-
	病院事務	14	13	2	6.5
	医療情報システム専門職	2	2	0	-
医療情報システム専門職	5	4	1	4.0	
合計		191	184	97	1.9

(イ) 会計年度任用職員

令和7年4月1日時点で任用している会計年度任用職員数(延べ人数)

任命権者	職員数(延べ人数)
市長	3,377人
消防局長	5人
教育委員会	1,559人
水道事業管理者	45人
病院事業管理者	346人
合計	5,332人

## 2 昇任

(1) 昇任試験の状況

令和6年度に本委員会が実施した昇任試験はありません。任命権者に委任している昇任試験は、次のとおりです。

試験名
消防吏員昇任試験

(2) 昇任選考の状況

令和6年度に本委員会が実施した昇任選考はありません。任命権者に委任している昇任選考は、次のとおりです。

選考名
係長昇任選考試験
学校事務職員事務主幹昇任選考試験
消防士長昇任選考試験

### 3 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会における勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものです。

本委員会は、一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、市議会及び市長に対して、令和6年10月4日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その内容は、次のとおりです。

#### 報 告 (概 要)

##### 第1 職員の給与等

###### 1 職員給与の調査

本委員会は、技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年4月における給与の支給状況を把握するため、「令和6年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般俸給表、医療職俸給表(1)、医療職俸給表(2)、医療職俸給表(3)、消防職俸給表、福祉職俸給表、教育職俸給表(1)、新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表(一)及び教育職俸給表(2)の9俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は8,256人で、平均年齢は43.2歳であり、実際に支払われた平均給与月額、俸給348,929円、扶養手当8,435円、地域手当10,967円、住居手当5,390円、管理職手当5,185円、その他の手当2,658円の合計381,564円(昨年381,177円)である。

###### 2 民間事業所従業員の給与等の調査

###### (1) 調査の方法

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である市内の434事業所から層化無作為抽出法<sup>(注)</sup>により抽出した98事業所について、「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務に類似する76職種の職務に従事する従業員について、本年4月分として実際に支払われた給与月額等を、実地で詳細に調査を行った。また、各企業における給与改定の状況や各種手当の支給状況等についても併せて調査を実施した。

(注) 層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化(グループ分け)し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は 86.5%、調査実人員は 3,200 人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第 1 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
	係 員	51.5	1.7	0
課 長 級	48.1	1.8	0	50.1

第 2 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職 段階	定期 昇給 制度 あり	定期 昇 給 実 施				定期 昇給 中止	定期 昇給 制度 なし
		定期 昇 給 実 施			定期 昇給 中止		
		増額	減額	変化なし			
係 員	94.2	94.2	45.8	5.4	43.0	0	5.8
課長級	90.7	90.7	41.5	5.6	43.6	0	9.3

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 給与の状況

(ア) 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 54.4% (昨年 49.3%)、高校卒で 32.7% (同 34.8%) となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 203,969 円 (同 202,252 円)、高校卒で 179,371 円 (同 179,673 円) となっている。

(イ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあっては月額 10,806 円 (昨年 8,495 円)、配偶者と子 2 人にあっては月額 23,679 円 (同 19,330 円) となっている。

(ウ) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われた賞与等の特別給 (ボーナス) の支給割合は、所定内給与月額 4.60 月分 (昨年 4.50 月分) に相当している。

3 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

## ア 比較方法

役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4月分の給与額を精密に比較した。

## イ 比較結果

第3表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
380,850 円	369,720 円	11,130 円 (3.01%)

(注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。

2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。

## (2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数 (4.50 月) は、民間における特別給の支給割合 (4.60 月) を 0.10 月分下回っている。

## 4 諸情勢

### (1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して2.9%増加している。また、本委員会が同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では153,690円、3人世帯では190,180円、4人世帯では226,690円となっている。

### (2) 人事院の勧告等

人事院は、本年8月8日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、公務員人事管理に関する報告並びに職員の給与に関する報告及び勧告を行った。

### (3) 国及び他の政令指定都市との給与比較

第4表 本市職員のラスパイレス指数の推移

令和3年	令和4年	令和5年
99.0 (18)	99.1 (16)	99.0 (17)

(注) ( ) 内は政令指定都市20都市中の順位

## 5 本年の給与の改定

### (1) 月例給

本委員会は、月例給については前記3(1)のとおり職員給与が民間給与を11,130円下回ることとなったことから、民間給与の水準に見合うよう引上げ改定を行うことが適切であると判断した。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民

間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。月例給の改定に当たっては、人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置き、基本的な給与である俸給を引き上げる。

(2) 特別給

特別給については、前記3(2)のとおり、本市の年間支給月数が民間の年間支給割合を下回っていたことから、0.10月分引き上げる。

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表(1)の改定状況及び人事院勧告を踏まえ、所要の改定を行う。

6 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)

(1) 国における給与制度のアップデート

人事院は本年の勧告において、現下の公務員人事管理における重要な課題に対応するため、次の6つの観点で給与制度を整備することとした。

- ・若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定
- ・職務や職責をより重視した俸給体系等の整備
- ・能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定
- ・地域における民間給与水準の反映
- ・採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応
- ・その他環境の変化への対応

(2) 本委員会の考え方

本委員会は、従来から地方公務員法の定める情勢適用の原則や均衡の原則に則り、国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与、民間企業の従事者の給与、その他の事情を総合的に勘案して勧告を行ってきたところである。

本市においては、近年、職員採用試験の受験者数が減少傾向にあり、国と同様に、人材の確保が大きな課題となっており、このままでは、行政サービスの低下を招くおそれがある。今後も、持続可能な行政サービスを提供し続けるためには、限られた人材の能力を発揮させ、最大限活用する等、組織パフォーマンスの向上が必要である。

このため、これらの課題に対処するため、本市においても、待遇面での改善が必要であると考え、給与制度のアップデートを行うこととする。

なお、実施に当たっては、国の制度との均衡を図りながらも、本市職員の実情や、民間給与との比較結果を十分に勘案して行うことが重要である。

(3) 具体的措置内容

#### ア 俸給表及び俸給制度

係員級（1級・2級）に対する措置として、国と同様に採用面での競争力を向上させるため、本年の公民較差に基づいた給与改定において、初任給及び若年層の水準を大幅に引き上げる。

係長級以上（3級以上）については、国のような総合職等の採用を行っていないため、国と同様の措置を直ちに講じる必要はないと判断し、本年は見直しを行わない。

#### イ 地域手当

国と同様の激変緩和措置を講じた場合、本年の給与改定で図られた民間給与と職員給与の均衡が失われることになるため、支給割合の引下げは本年は行わない。

なお、地域手当の在り方については、今後も引き続き検討を進めていく。

#### ウ 扶養手当

配偶者に家族手当を支給する市内民間事業所の割合が高いことから、配偶者に係る扶養手当の廃止は本年は行わない。また、市職員の子に係る手当額は、民間の支給額を上回っていることから、子に係る手当額の引上げは、本年は行わない。

今後は、民間の支給状況や他都市の状況も踏まえながら、扶養手当全体の見直しを検討していく。

#### エ 通勤手当及び単身赴任手当

市内民間事業所の状況を踏まえ、以下の見直しを行う。

- ・交通機関を利用する場合の手当額の支給限度額を月15万円に引き上げる。
- ・新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給する。
- ・採用時から新幹線等を利用する通勤手当や単身赴任手当の支給を可能とする。
- ・育児、介護等の事情により転居した職員にも新幹線等の通勤手当の支給を可能とする。

#### オ 管理職員特別勤務手当

平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を午後10時から午前5時までに拡大する。

#### カ 特別給

(ア) 勤勉手当の成績率について、「特に優秀」の成績区分の成績率の上限を平均支給月数の3倍に引き上げる。

(イ) 特定任期付職員の特別給について、期末手当に加え人事評価の結果に基づいて支給される勤勉手当を導入し、特定任期付職員業績手当を廃止する。

#### キ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

(ア) 新たに住居手当を支給する。

(イ) 期末手当及び勤勉手当の支給割合について、再任用制度が導入された当時とは状況が異なること、また、同じ能力や経験を持つ高齢期職員間で、手当の支

給割合が異なることは公平性を損なう要因となることから、定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員と同じ支給月数分とする。

#### ク 実施時期

(ア) アについては、令和6年4月1日から実施する。

(イ) ア以外については、令和7年4月1日から実施する。

## 第2 人事管理に関する課題

### 1 人材の確保・育成等

#### (1) 人材の確保

若手職員へのヒアリングのほか、任命権者との連携を進め、インターンシップやオンライン説明会、SNS活用を通じて市で働くことの魅力を伝えていくとともに、受験要件や試験方法も検討していくこととする。

#### (2) 人材の育成

職員の成長意欲と組織目標を一致させるため、評価面談でのフィードバックや人材育成を推進することが必要である。また、職種ごとのキャリアパスを明示し、研修を充実させた上で、職員のキャリアビジョンに基づく人事配置を進めることが重要である。

#### (3) 役割・活躍に応じた人事管理の推進

次代を担う若手人材を育成するため、当該世代の昇任意欲を高めていく必要がある。そのためには、上位の職位に必要なマネジメント能力の開発支援、業務繁忙や休暇取得時における職場内でのサポート体制の構築、管理監督職員の仕事の魅力ややりがいについての理解促進、役割や活躍にふさわしい給与制度の見直し等複合的な取組が必要である。

#### (4) 多様な人材の活躍

##### ア 女性職員の活躍促進

任命権者は、女性職員のキャリア形成支援や積極的な登用に努めるほか、長時間労働の解消や家庭生活と仕事の両立が可能な勤務環境の整備の推進により、全ての女性職員が、その能力を発揮し、活躍できる組織となるよう、取組を進めていく必要がある。

##### イ 高齢期職員の能力や経験の活用推進

高齢期職員が、モチベーションを維持しながら、個々の能力や経験を十分に活かすことができるような人事管理を進めていくべきである。

##### ウ 障がいのある職員の活躍推進

率先して障がい者の雇用に努めるとともに、相談しやすい支援体制を整えるほか、同僚・上司をはじめ、全ての職員が障がいに関する理解を深め、障がいのある職員が安心して働き続けられる職場環境となるよう取り組む必要がある。

### 2 職員の勤務環境の整備

(1) 柔軟な働き方と働きやすい環境整備

現在試行実施中のテレワークに関しては、職員のニーズや実施状況などを踏まえ、より良い制度へと改善を図り、柔軟な働き方を推進していくことが重要である。任命権者においては、今後も仕事と家庭生活の両立支援について、引き続き取組を推進することが必要である。

(2) 長時間労働の是正

令和6年能登半島地震の対応で地震発生直後の3か月間の時間外勤務は前年比で62.7%増加し、被災者支援の体制は今後も続く見込みである。任命権者は、職員の心身の負担が過度となりメンタルヘルスに影響を及ぼさないよう配慮されたい。さらに、時間外勤務時間が依然として高止まりしている部署については、業務の必要性や優先順位を明確にし、それに基づき業務配分を行うことが重要である。こうした業務の合理化を行ってもなお、長時間の時間外勤務により対応せざるを得ない場合には、業務量に応じた人員配置や必要な人員の確保に努める必要がある。

(3) メンタルヘルス対策の推進

職員の健康不全の未然防止、早期発見・早期対処、職場復帰支援・再発防止に取り組み、長時間労働の是正や過重労働・ハラスメントを防止できるよう、組織全体で健康管理体制の充実を図っていくことが重要である。

(4) ハラスメント対策の推進

任命権者においては、職員の健康被害や労働意欲の低下などを未然に防ぐため、カスタマーハラスメントの対応方針を定め、マニュアルの整備や職員研修の実施など、組織として職員を守り、安心して公務遂行できるよう対策に取り組む必要がある。

3 会計年度任用職員制度の運用の検証

会計年度任用職員の勤務実態を把握するため、先に実施したヒアリング調査の結果や業務分担表などから、会計年度任用職員の業務内容や責任の程度について、常勤職員と比較するなど、検証を行ってきた。今後は、これらの検証結果を踏まえ、会計年度任用職員の処遇について、課題を明確にしたうえで、様々な観点から検討を進め、その結果について示すこととする。

4 公務員倫理の確保

任命権者においては、職員に法令遵守と高い倫理観が求められ、市民の信頼を損なわないために自律的行動が必要であることを認識させ、今後も倫理意識のかん養と厳正な服務規律の確保を図られたい。

## 勸告

本委員会は、次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）、新潟市教育職員給与条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 164 号）、新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 165 号）及び新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第 32 号）を改正することを勧告する。

### 第 1 令和 6 年 4 月の民間給与との比較に基づく給与改定等のための関係条例の改正

#### 1 新潟市給与条例の改正

- (1) 俸給表
- (2) 諸手当
  - ア 初任給調整手当
  - イ 期末手当及び勤勉手当

#### 2 新潟市教育職員給与条例の改正

- (1) 俸給表

#### 3 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

- (1) 俸給表
- (2) 期末手当

#### 4 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

- (1) 俸給表
- (2) 期末手当

#### 5 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の改正

- (1) 期末手当及び勤勉手当

### 第 2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係条例の改正

#### 1 新潟市給与条例の改正

- (1) 通勤手当
- (2) 単身赴任手当
- (3) 管理職員特別勤務手当
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当

ア 住居手当

イ 期末手当及び勤勉手当

#### 2 新潟市教育職員給与条例の改正

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員の住居手当

#### 3 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

- (1) 期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員業績手当

#### 4 条例の制定・改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見は、次のとおりです。

意見申出 年 月 日	条例名	概 要	意 見
R 6. 11. 28	新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	大規模災害時に被災地に派遣され救助活動等を行う消防職員に対する特殊勤務手当として、「緊急消防援助隊等活動手当」を新設するもの	大規模災害の被災地において、危険を伴う救助活動等に従事する緊急消防援助隊活動の特殊性を考慮し、出動時の手当を支給するものであり、適当な措置と考える。
	新潟市給与条例等の一部改正について	人事委員会による「令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、俸給表の改定等を行うもの	本年10月4日に本委員会が市議会及び市長に対して行った職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえて改正されるものであり、適当な措置と考える。
	新潟市教育職員給与条例の一部改正について		
R 7. 2. 10	新潟市給与条例等の一部改正について	本委員会が行った「令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、令和7年度の期末手当及び勤勉手当及び並びに給与制度のアップデートに係る各種手当について所要の改正を行うもの	昨年10月4日に本委員会が市議会及び市長に対して行った職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえて改正されるものであり、適当な措置と考える。
	新潟市教育職員給与条例の一部改正について		
	新潟市旅費条例の一部改正について	国家公務員の関係法令の改正や、現在の宿泊料の高騰を踏まえ、宿泊料に関する規定の改正を行うもの	国家公務員の旅費の取扱い及び宿泊料の高騰を踏まえ、宿泊料に関する規定を改正するものであり、適当な措置と考える。
	新潟市職員退職手当支給条例の一部改正について	雇用保険法の改正等に伴い、関連する規定を整備するもの	雇用保険法の改正等に伴い所要の改正を行うものであり、適当な措置と考える。
	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	刑法等の改正により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されることに伴い、関係条例の規定を一括整理するもの	刑法等の改正により関係する規定を整理するものであり、適当な措置と考える。

R 7. 3. 6	新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、関連する規定を整備するもの	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するものであり、適当な措置と考える。
	新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、関連する規定の整備等を行うもの	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであり、適当な措置と考える。

## 5 任命権者からの申請・協議に基づく承認等

令和6年度に申請又は協議のあった事項は、次のとおりです。

### (1) 任用関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等
	内容	対象	年月日
市長	一般職の任期付職員の採用の承認について	1人	承認 R 7. 1. 16
市長	一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認について	2人	承認 R 7. 3. 6

### (2) 給与関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等
	内容	対象	年月日
市長 教育委員会教育長	職員の俸給決定のための承認について	2人	承認 R 6. 4. 5
教育委員会教育長	職員の俸給決定のための承認について	1人	承認 R 6. 5. 9
市長 教育委員会教育長	職員の俸給決定のための承認について	65人	承認 R 6. 12. 26
市長、消防長 教育委員会教育長	俸給の俸給決定のための承認について 俸給表適用の承認について	38人	承認 R 7. 3. 24

## 6 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができます。

措置要求があったとき、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

令和6年度における職員による勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

## 7 不利益処分に関する審査請求

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、審査請求をすることができます。

審査請求を受理したとき、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行います。

令和6年度における不利益処分に関する審査請求はありませんでした。

## 8 苦情相談

令和6年度における職員からの苦情相談の概要は次のとおりです。

(単位：人)

任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	厚生福利 関係	公平審査 関係	ハラスメント 関係	その他	計
0	0	2	0	0	2	0	4

## 9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体です。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度です。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
新潟市職員組合	新潟市中央区学校町通1番602番地1
新潟市教職員組合	新潟市中央区旭町通1番町86番地
新潟市教職員労働組合	新潟市北区柳原6丁目3番3号
新潟市立高等学校教職員組合	新潟市中央区川岸町2丁目11番4号 高校会館内

## 10 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているため、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなります。

そのため、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされています。管理職員等の範囲は、新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められています。

(令和7年4月1日現在)

	機関	職
本庁	議事事務局	局長、次長、課長及び課長補佐
	市長部局	理事、技監、統括政策監、政策監、危機管理監、部長、局長、担当部長、会計管理者、部に置かれる次長、参事、課長、担当課長、課長補佐及び課に置かれる室の室長 政策企画部の主幹及び市長が特に命じた主査 政策企画部政策調整課の主幹及び市長が特に命じた主査 政策企画部の企画・広報監 文化スポーツ部の美術企画監 子ども未来部幼保支援課の指導保育士 保健衛生部の医監 経済部の産業政策監 都市政策部の政策監 下水道部経営企画課の主幹及び市長が特に命じた主査 総務部の副参事、主幹及び市長が特に命じた主査

		<p>総務部総務課の統計係長及び庁舎管理係長</p> <p>総務部行政経営課の主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>総務部人事課の人事並びに服務担当の主幹、主査、副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)</p> <p>総務部職員課の安全衛生担当及び福利厚生担当の主幹及び市長が特に命じた主査並びに給与担当の主幹、主査、副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)並びに職員団体担当の主幹、主査、副主査及び主事</p> <p>財務部の税務監及び副参事</p> <p>財務部財務企画課の主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>財務部財務課の主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>会計課の主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>秘書課の秘書担当の主幹、主査、副主査及び主事</p>
	教育委員会事務局	<p>教育次長、教育政策監、課長、担当課長、課長補佐及び課に置かれる室の室長</p> <p>教育総務課の職員団体担当の主幹、主査、副主査及び主事</p> <p>学校支援課の総括指導主事</p> <p>特別支援教育課の総括指導主事</p> <p>学校人事課の総括管理主事及び管理主事並びに職員団体担当の主幹、主査、副主査及び主事</p> <p>教育職員課の福利担当の主幹及び教育委員会が特に命じた主査並びに給与担当の主幹、主査、副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)</p>
	選挙管理委員会事務局	局長及び次長
	監査委員事務局	局長、次長及び次長補佐
	人事委員会事務局	局長、次長、次長補佐、主幹並びに企画に関する事務を行う主査、副主査及び主事
	農業委員会事務局	局長及び次長
区役所及び区役所の機関	区役所	<p>区長、副区長、課長、課長補佐及び課に置かれる室の長</p> <p>区役所の副参事</p> <p>地域総務課の企画担当、総務担当及び管理財務担当の主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>地域課の企画担当の主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>健康福祉課の指導保育士</p> <p>総務課の総務担当及び管理財務担当の主幹及び市長が特に命じた主査</p>
	福祉事務所	所長、課長及び課長補佐
	出張所	所長

	連絡所	主任
	北区郷土博物館	館長
	市民会館	館長
	新津地域学園	所長
	文化会館	館長
	中之口先人館	館長
	地域保健福祉センター	所長
	保育園	園長
	認定こども園	園長
機関（区役所の機関を除く。）	東京事務所	所長及び副所長
	消費生活センター	所長
	パスポートセンター	所長
	美術館	館長及び副館長
	文化財センター	所長
	文書館	館長
	清掃事務所	所長
	清掃センター	所長
	白根環境事業所	所長
	新津クリーンセンター	所長
	処分地管理事務所	所長
	明生園	園長
	めいせいデイサポートセンター	所長
	身体障がい者更生相談所	所長、副所長及び所長補佐
	知的障がい者更生相談所	所長、副所長及び所長補佐
	児童発達支援センター	所長及び所長補佐
	児童相談所	所長、副所長、課長及び課長補佐及び課に置かれる室の室長
	こころの健康センター	所長及び所長補佐
	保健所	所長、次長、課長及び課長補佐
	動物愛護センター	所長
	食肉衛生検査所	所長及び所長補佐
	衛生環境研究所	所長及び所長補佐
	中央卸売市場	場長、次長及び次長補佐
	農業活性化研究センター	所長及び所長補佐
	G I Sセンター	所長
	新潟駅周辺整備事務所	所長、次長及び次長補佐
	地域土木事務所	所長及び所長補佐
地域下水道事務所	所長及び所長補佐	

下水道管理センター	所長、課長及び課長補佐
資産税分室	室長
幼稚園	園長及び教頭
小学校	校長及び教頭
中学校	校長及び教頭
高等学校	校長、教頭及び事務長
中等教育学校	校長、教頭及び事務長
特別支援学校	校長及び教頭
生涯学習センター	所長及び所長補佐
中央公民館	館長及び館長補佐
地区公民館	館長
中央図書館	館長及び館長補佐
図書館(中央図書館を除く。)	館長
総合教育センター	所長及び所長補佐
教育相談センター	所長
教育支援センター	所長
学校給食センター	所長
特別支援教育サポートセンター	所長

## 11 労働基準監督機関としての職権の行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された下記の分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行使するものとされています。

### (1) 本市の事業又は事業場の号別区分状況

本市の事業又は事業場が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかは、本委員会と新潟労働局と協議して決定します。

この区分状況は、次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)

#### ア 人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業場

号別区分	任命権者	事業場の名称
第12号 教育・ 研究業	市長	美術館・新津美術館・文化財センター・文書館・衛生環境研究所・ 農業活性化研究センター・北区郷土博物館・江南区文化会館・中之 口先人館

	教育委員会	図書館・総合教育センター・教育相談センター・特別支援教育サポートセンター・中央公民館・地区公民館（小針青山公民館を含む。）・生涯学習センター・小学校（給食場を除く。）・中学校（給食場を除く。）・高等学校・中等教育学校・幼稚園（給食場を除く。）・特別支援学校（給食場を除く。）
別表第1 の各号に 属さない 事業	市長	市長部局本庁・東京事務所・パスポートセンター・児童相談所・身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所・食肉衛生検査所・中央卸売市場・新潟駅周辺整備事務所・地域土木事務所・地域下水道事務所・下水道管理センター（ポンプ場、下水処理施設に関するものを除く。）・区役所・出張所・連絡所・万代市民会館・西新潟市民会館・黒崎市民会館・新津地域学園・巻文化会館
	消防長	消防局・消防署・出張所
	議会議長	議会事務局
	教育委員会	教育委員会事務局・教育支援センター
	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
	人事委員会	人事委員会事務局
	代表監査委員	監査委員事務局
	農業委員会	農業委員会事務局

## イ 労働基準監督署が職権を行使する事業場

号別区分	任命権者	事業場の名称
第1号 製造・ 加工業	教育委員会	新潟市立学校給食場・給食センター
第13号 保健・ 衛生業	市長	児童発達支援センター・明生園・めいせいデイサポートセンター・こころの健康センター・保健所・動物愛護センター・地域保健福祉センター・保育園・認定こども園
第15号 焼却・ 清掃業		清掃センター・清掃事務所・処分地管理事務所・白根環境事業所・新津クリーンセンター・下水道管理センター（ポンプ場・下水処理施設に関するもの。）・亀田斎場・巻斎場

## (2) 職権行使の状況

### ア 許可・届出の受理・検査等

令和6年度に、労働基準監督機関として許可・届出の受理・検査等を行った件数は、次のとおりです。

項 目		件 数
労働基準法	時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理	224
	解雇予告除外認定	1
労働安全 衛生法	総括安全衛生管理者選任報告の受理	8
	安全管理者選任報告の受理	0
	衛生管理者選任報告の受理	16
	産業医選任報告の受理	12
	一般定期健康診断結果報告書の受理	16
	特殊定期健康診断結果報告書の受理	15
	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書の受理	13
	労働者死傷病報告の受理	11

#### イ 労働基準法及び労働安全衛生法の適用状況調査

令和6年度に、労働基準法及び労働安全衛生法の適用状況について行った書面調査は次のとおりです。

事業場名	号別
市役所本庁	官公署
教育委員会事務局	官公署
市立学校	官公署
消防局	官公署

## 12 人事委員会規則等の制定・改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるかとされています。

令和6年度において、制定又は改正した規則等は次のとおりです。

### (1) 規則

番 号	公布年月日	名 称	制定・改廃の概要
令和6年 第6号	R 6. 12. 27	新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う、俸給の調整額に係る調整基本額の改正
令和6年 第7号	R 6. 12. 27	新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う、医師等に係る初任給調整手当の手当額の改正

令和6年第8号	R 6. 12. 27	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う、令和6年12月期の勤勉手当の成績率の改正
令和7年第1号	R 7. 3. 28	新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う、新幹線鉄道等の利用に係る所要の改正
令和7年第2号	R 7. 3. 28	新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	
令和7年第3号	R 7. 3. 28	新潟市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う、再任用職員に対し住居手当を支給するための所要の改正
令和7年第4号	R 7. 3. 28	新潟市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う、新規採用職員に対し単身赴任手当を支給するための所要の改正
令和7年第5号	R 7. 3. 28	新潟市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	
令和7年第6号	R 7. 3. 28	新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う、管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯を拡充するための所要の改正
令和7年第7号	R 7. 3. 28	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う、再任用職員に対する勤勉手当の成績率の改正、特定任期付職員に対し勤勉手当を支給するための所要の改正
令和7年第8号	R 7. 3. 28	新潟市一般職の任期付職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う、特定任期付職員業績手当を廃止するための所要の改正
令和7年第9号	R 7. 3. 28	新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	消防職について選考による採用を実施するための所要の改正

(2) 訓令

番号	公布年月日	名称	制定・改廃の概要
令和6年第1号	R 6. 12. 11	新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程の一部を改正する規程	事務局長及び次長の専決事項に関し、文言の整理を行う改正
令和7年第1号	R 7. 3. 28	新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程の一部を改正する規程	新潟市職員任用規則の改正に伴う、事務局長の専決事項に係る所要の改正

令和6年度

# 人事委員会年報

令和7年12月発行

新潟市人事委員会事務局

〒951-8068 新潟市中央区上大川前通8番町1260番地1

(市役所上大川前庁舎1階)

任用担当 TEL : 025-226-3515 (直通)

調査・審査担当 TEL : 025-226-3518 (直通)

FAX : 025-228-3999